

# 資料1 芦屋市議会機能継続計画

## 2 計画策定で期待する効果

### (1) 議員が互いに連携した効果的な活動

大規模災害発生時には、平常時の議会の役割である議決機能、執行機関の監視機能及び政策立案機能は一時停止することになるが、その一時停止期間中における議会活動を明確にしておくことで、一日でも早い市民生活の復旧・復興を目指し、各議員が個々にではなく、互いに連携した効果的な活動ができる。

### (2) 執行機関との効果的な役割分担

大規模災害発生時における議会の役割について、執行機関と議会が共通の認識を持っておくことで、お互いの動きをイメージしながら目の前の課題解決に向け、両輪となってそれぞれの強みを生かした効果的な役割分担ができる。

### (3) 日常的に備えを行う意識を醸成

策定後も実践的な訓練を行いながら継続的な見直しを行うことで、議会として日常的な備えの意識が醸成する。

### (4) 地域の防災・減災対策の充実

策定過程や見直し作業において災害への備えを改めて認識することで、各議員が平常時から執行機関に対して防災対策、被災者支援対策及び危機管理に関する質疑や質問を意識的に行い、本市の防災・減災対策の充実につながる。

### (5) 市民へのメッセージ

大規模災害発生時に少しでも早く議会としての機能を復活させて意思決定（議決）できる状態に復旧することで、被災者である市民へ復旧・復興に向けたメッセージを発信できる。

# 資料 2 芦屋市議会機能継続計画

## (5) 初動期の注意事項

### オススメ

- 自分と家族の身の安全を確保
- 近隣地域の方を安全な場所や避難所などへ避難誘導
- 登庁している時は、来庁者の安全確保や避難誘導
- 安全確保後に安否連絡と参集

アカン!

- ×被害状況などを確認するために、危険な場所へ立ち入らない!
- ×全体と連携をしない単独行動をしない!
- ×スタンドプレーをしない!
- ×個人的なことを市に要望するなど身勝手な行動をしない!  
ただし、危険箇所の発見など生命に直結することは、市の災害対策本部へ直接連絡し、ブロック長会議で事後報告する。
- ×市の災害対策本部の邪魔になる行動をしない!
- ×不確実な情報を発信しない! [参照] P.21 4 情報発信ガイドライン
- ×議会が連絡できない状況にならない!

※議長は、P. 42 「(3)議長は議案の取扱い・会期について調整」へ。

※議長を除く議員は、P. 31 「1 安全確保と積極的な支援活動」へ。

※事務局長は、P. 36 「(4)事務局長は市の災害対策本部へ出席」へ。

※事務局職員は、P. 38 「4 事務局は情報収集・記録と執務室確保」へ。

# 資料 3 芦屋市議会機能継続計画

## 第 1 対内的活動

ここでは、対内的な議会活動について記載している。

主な活動は、市の災害対策本部を補完する活動と本来の議会機能復旧に向けた活動となる。

### 1 災害対策会議を設置（遅くとも翌々日午前 10 時）

#### (1) 議会 BCP 自動発動の場合は全議員参集 （遅くとも翌々日午前 10 時まで）

□ 全議員・全事務局職員（会計年度任用職員を除く。）は、議会 BCP 自動発動の状況が発生した場合、特に連絡がなければ、翌々日午前 10 時に議会へ参集する。

□ 市役所南館 3 階が使用できない場合は、事務局職員が、市の災害対策本部と協議して新たな集合場所を決め、その結果を、メール、サイボウズ掲示板、災害伝言ダイヤル（171）、あるいは南館 3 階、市庁舎玄関、市災害対策本部などへ張り紙を行うので、これらを確認して集合する。

#### (2) 災害対策会議を設置・開催（ブロック体制発動の要否を決定）

□ 議長は、遅くとも翌々日の午前 10 時に参集可能な全議員が参加する災害対策会議を設置して会議を開催する。

□ 原則、開催場所は市役所南館 4 階大会議室とするが、使用不可の場合は、事務局職員が、議場・委員会の代替会議室を選定して執行機関と調整し、会議開催場所を決め、議会内に周知する。

□ この時期の会議では、必ず出席者の点呼を行う。

□ 会議では、ブロック体制発動の要否も協議・決定する。

□ 市内の被害状況、活動可能人数などから、必要に応じてブロック間の応援についても協議し、体制を整える。

□ 会議は、定期的または随時開催する。

#### 【参照】 第 5 編 資料集

【資料 23】 芦屋市議会災害対策会議設置要綱